

令和6年度 第1回 寝屋川流域協議会

議 案 書

寝屋川流域協議会

# 議 案 目 次

## ◆令和6年度 第1回 寝屋川流域協議会議案

第1号議案	協議会規約の改正	1
第2号議案	令和5年度事業報告	8
第3号議案	令和5年度収支決算報告	10
第4号議案	令和6年度事業計画	12
第5号議案	令和6年度予算	14
第6号議案	流域治水プロジェクトの更新	16
第7号議案	監事の選出	20

## 協議会規約の改正

- ・協議会の円滑な運営のため、4部会制を3部会制に再編する。
- ・所属機関の組織変更に伴い、「別表第3」の一部を改正する。

### 1. 改正内容

別紙のとおりとする。

### 2. 施行日

令和6年5月17日施行とする。

# 寝屋川流域協議会 規約

## (目的及び設置)

第1条 本協議会（以下「協議会」という。）は、寝屋川流域の都市化の進展や気候変動等に伴う治水環境、水環境の悪化に対し、適切な治水対策、水環境改善施策及び森林保全施策を推進し、水害・土砂災害の防止及び被害の軽減と良好な水環境の創出を図り、流域の環境改善に資することを目的とし、特定都市河川浸水被害対策法第7条の規定に基づき設置する。

## (名称)

第2条 協議会の名称は、寝屋川流域協議会とする。

## (協議会の実施事項)

第3条 協議会の実施事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させるための治水対策「流域治水」を計画的に実施するため、流域治水プロジェクトの推進に関する検討・情報共有を行うこと。
- (2) 治水施設並びに雨水流出抑制施設の整備、流域における適正な保水・遊水機能の維持・確保、防災情報の提供など、流域住民の避難行動支援等の総合的な治水対策を協議し、水害に対し安全な街づくりの効果的な施策を実行するため、寝屋川流域水害対策計画を策定すること。
- (3) 寝屋川流域水害対策計画の推進に関する検討・情報共有を行うこと。
- (4) 寝屋川流域の水環境改善施策を総合的、緊急的かつ重点的に実施し、良好な水環境の創出を図り、人々が水辺に親しめる川づくりを進める観点から、部会で策定された寝屋川流域水環境改善計画の報告を受けること。
- (5) 寝屋川流域水環境改善計画の推進に関する検討・情報共有を行うこと。
- (6) 生駒山系の森林の保全により、土砂災害に対する安全性の向上を図るとともに、良好な都市環境を創出するため、**生駒山系グリーンベルト整備事業の推進砂防事業及び治山事業の推進等**に関する検討・情報共有を行うこと。
- (7) 部会で策定された大規模水害タイムライン（防災行動計画）等の報告を受けること。
- (8) 大規模水害タイムライン（防災行動計画）等の推進に関する検討・情報共有を行うこと。
- (9) 前各号について、流域住民に対する理解と協力を求める広報に関すること。
- (10) その他本協議会の目的を達成するため、必要な事業を行うこと。

## (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表第1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事を充てる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、別表第2の職にある会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会には必要に応じ、第1項の構成員の過半数の承認を得たうえで、構成員を追加することができる。
- 5 会長は、必要に応じて別表第1の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。
- 6 第1項の構成員が協議会に出席できない場合は、構成員が認める者を代理出席させることができる。
- 7 協議会は、第1項の構成員の過半数の出席をもって、開催することができる。
- 8 協議会は、**第1項の構成員の過半数の承認を得て**、書面により開催することができる。

## (部会の構成)

第5条 協議会の円滑な運営のため、**「流域治水部会」、「総合治水部会」、「水環境部会」、「グリーンベルト部会」**及び「大規模水害タイムライン部会」の**43**つの部会(以下「**43**部会」という。)を設置する。

- 2 各部会は、別表第3に掲げる者をもって組織する。
- 3 **43**部会の部会長には、大阪府都市整備部河川室長の職にある者をもって充てる。部会長に事故のあるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 4 協議会の円滑な運営に資するため、部会長は協議会の実施事項について、あらかじめ協議を行うも

のとする。

5 部会長は、必要に応じて別表第3の職にある者以外の者の部会への参加を求めることができる。  
(ワーキンググループの設置)

第6条 部会長は、必要に応じワーキンググループを設置することができる。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに協議会のホームページに公表するものとする。  
ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(経費)

第8条 協議会の経費は、別表第1に掲げる地方公共団体の負担金やその他の収入によってまかなう。

2 協議会の会計は、大阪府都市整備部河川室河川整備課が行う。

3 会計を監査するため、協議会に監事を置く。

4 監事は任期を1年とし、構成員が互選する。

5 監査結果は別紙監査報告書にて会長に報告する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、大阪府都市整備部河川室河川整備課に置く。

2 **総合治水部会流域治水部会**及び大規模水害タイムライン部会の事務局は、大阪府都市整備部河川室河川整備課に、水環境部会**及びグリーンベルト部会**の事務局は、大阪府都市整備部河川室河川環境課に置く。

3 事務局は、協議会の議決をもって負担金等の収入及び経費の支出を行うこととするが、当該年度の協議会の議決前に経費支出の必要が生じた際は、協議会の事業目的に適うものに限り、前年度の繰越金の範囲内で支出することができるものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年5月19日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この規約の施行に伴い、寝屋川流域協議会設置要綱は廃止する。

附 則

この規約は、令和5年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年3月15日から施行する。

附 則

**この規約は、令和 年 月 日から施行する。**

別表第1（第4条・第8条関係）

◎印は会長

機関名	構成員	備考
大阪府	大阪府知事	◎
大阪市	大阪市長	
守口市	守口市長	
枚方市	枚方市長	
八尾市	八尾市長	
寝屋川市	寝屋川市長	
大東市	大東市長	
柏原市	柏原市長	
門真市	門真市長	
藤井寺市	藤井寺市長	
東大阪市	東大阪市長	
四條畷市	四條畷市長	
交野市	交野市長	
近畿地方整備局	淀川河川事務所長	

別表第2（第4条関係）

機関名	構成員	備考
大阪府	大阪府副知事	
大阪府	大阪府都市整備部長	

別表第3（第5条関係）

◎印は部会長

機関名		構成員			
		総合治水部会 流域治水部会	水環境部会	グリーンベルト部会	大規模水害タイムライン部会
大阪府	都市整備部	◎河川室長 河川室河川整備課長 河川室河川環境課長 下水道室事業課長 建築指導室審査指導課長 枚方土木事務所長 八尾土木事務所長 西大阪治水事務所長 寝屋川水系改修工営所長 東部流域下水道事務所長	◎河川室長 河川室河川環境課長 下水道室事業課長 枚方土木事務所長 八尾土木事務所長 寝屋川水系改修工営所長 東部流域下水道事務所長	◎河川室長 河川室河川環境課長 枚方土木事務所長 八尾土木事務所長	◎河川室長 河川室河川整備課長 下水道室事業課長 事業調整室長 枚方土木事務所長 八尾土木事務所長 寝屋川水系改修工営所長 東部流域下水道事務所長
	政策企画部				危機管理室長 危機管理室災害対策課長
	健康医療部		生活衛生室環境衛生課長		
	環境農林水産部	農政室整備課長 みどり推進室長 みどり推進室森づくり課長 中部農と緑の総合事務所長	環境管理室環境保全課長 環境管理室事業所指導課長 農政室整備課長 水産課長 中部農と緑の総合事務所長	みどり推進室長 みどり推進室森づくり課長 中部農と緑の総合事務所長	
	大阪都市計画局	拠点開発室戦略拠点開発課長			
大阪市	建設局	下水道部長 道路河川部長	下水道部長 道路河川部長		下水道部長 工務担当部長
	環境局		環境管理部長		
	危機管理監 危機管理室				危機管理室防災計画担当部長
守口市	環境下水道部長	環境下水道部長		危機管理監 環境下水道部長	
枚方市	土木部長 上下水道局上下水道部長	土木部長 環境部長	土木部長	危機管理部長 土木部長 上下水道局上下水道部長	
八尾市	政策企画部長 都市整備部長 下水道部長 魅力創造部長	政策企画部長 環境部長 副市長・環境部長事務取扱 都市整備部長	魅力創造部長	危機管理監 都市整備部長 下水道部長	
寝屋川市	危機管理監兼部長 危機管理部長 上下水道局長 都市基盤整備部長	上下水道局長 環境部長	都市基盤整備部長	危機管理監兼部長 危機管理部長 上下水道局長	
大東市	政策推進部長 都市整備部長	政策推進部長 都市整備部長 市民生活部長	都市整備部長	危機管理監兼室長 都市整備部長 上下水道局長	
柏原市	危機管理監 都市デザイン部長 上下水道部長	市民部長 都市デザイン部長 上下水道部長	都市デザイン部長	危機管理監 都市デザイン部長 上下水道部長	
門真市	まちづくり部長	まちづくり部長 環境水道部長		まちづくり部長 環境水道部長 総務部長	
藤井寺市	都市整備部長	市民生活部長		危機管理監	
東大阪市	危機管理監 土木部長 下水道部長	理事 下水道部長 環境部長	土木部長	危機管理監 土木部長 下水道部長	
四條畷市	都市整備部長 市民生活部長	都市整備部長 市民生活部長	都市整備部長	都市整備部長	

交野市	環境部長 理事兼都市整備部長 都市まちづくり部長	環境部長 理事兼都市整備部長 都市まちづくり部長	環境部長	理事兼都市整備部長 都市まちづくり部長 理事兼危機管理監兼危機管理室長
近畿地方整備局	淀川河川事務所	流域治水課長	流域治水課長 河川環境課長	

別表第3（第5条関係）

◎印は部会長

機関名	構成員				
	総合治水部会 流域治水部会	水環境部会	グリーンベルト部会	大規模水害タイムライン部会	
大阪府警察本部				警備第二課 管理官	
NHK大阪拠点放送局 NHK大阪放送局				コンテンツセンター第2部長	
株式会社毎日放送				報道情報局番組センター気象担当デスク	
朝日放送テレビ株式会社				報道局ニュース情報センター課長	
関西テレビ放送株式会社				報道局報道センター報道部長	
読賣テレビ放送株式会社				報道局チーフエキスパート 報道局災害統括デスク	
テレビ大阪株式会社				報道部長	
西日本電信電話株式会社				関西支店災害対策室長	
大阪ガスネットワーク株式会社				供給指令部長	
関西電力株式会社				総務室防災グループチーフマネジャー	
西日本旅客鉄道株式会社				近畿統括本部阪奈支社長	
京阪電気鉄道株式会社				安全推進部長	
近畿日本鉄道株式会社				鉄道本部企画統括部安全推進部長	
大阪モルレル株式会社				安全推進室長	
大阪市高速電気軌道株式会社				交通事業本部安全推進部危機管理課長 交通事業本部安全統括部危機管理課長	
大阪管区气象台				気象防災部気象防災情報調整官	
オブザーバー	近畿地方整備局				
	河川部	地域河川調整官 河川保全管理官 上下水道調整官	地域河川調整官 上下水道調整官	河川保全管理官	地域河川調整官 上下水道調整官
	建政部	都市調整官	都市調整官		都市調整官



# 監 査 報 告 書

年 月 日

寝屋川流域協議会  
会長 ○○ ○○ 様

監事 職 ○○市長  
氏名 ○○ ○○

寝屋川流域協議会規約第8条に基づき、 年度における監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったので報告します。

(なお、指摘事項については、早急に改善してください。)

1. 実施日時 年 月 日 ( ) 時 ~ 時

2. 実施場所 \_\_\_\_\_

3. 事務局 課名 \_\_\_\_\_

## 4. 監査結果

事 項	意 見	指 摘 事 項	備 考
事 業 等 の 実 施 状 況			
会 計 事 務 の 状 況			
そ の 他			
総 括		適 正 ・ 概 ね 適 正 ・ 不 適 正	

## 令和 5 年度事業報告

寝屋川流域水害対策計画、寝屋川流域水環境改善計画及び生駒山系グリーンベルト整備事業、大規模な水害に備えて策定したタイムラインの運用・改善を推進するため、本協議会会員相互の連絡調整や関係機関等との協議を行うほか、以下に示す活動等を行った。

### 広報活動

#### 1. 広報活動の実施

##### 1. 1 広報イベントの実施

###### (1) 春の広報イベント（東大阪市民ふれあい祭り）

日 時 令和 5 年 5 月 14 日（日）10：00 ～ 16：00  
場 所 松原南調節池（東大阪市 花園中央公園内）  
参加者 500人

###### (2) 冬の広報イベント（寝屋川流域を巡るウォークイベント）

日 時 令和 5 年 12 月 2 日（土）12：40 ～ 16：30  
場 所 寝屋川治水緑地、なわて水みらいセンター、讃良立坑  
参加者 30人

###### (3) 水環境啓発イベント（キラっと！かどま2023 市内統一清掃活動）

日 時 令和 5 年 9 月 16 日（土）10：00 ～ 12：00  
場 所 門真市役所周辺  
参加者 163人

##### 1. 2 各種イベントにおけるブース出展の実施

###### (1) 環境啓発イベントECO東大阪における治水・水環境ブース出展

日 時 令和 5 年 10 月 7 日（土）10：00 ～ 15：00  
場 所 花園中央公園噴水広場  
内 容 総合治水対策、水環境改善に関するワークショップ・パネル展示

###### (2) 下水道イベント大阪マンホールEXPOにおける治水ブース出展

日 時 令和 5 年 10 月 21 日（土）10：00 ～ 15：00  
令和 5 年 10 月 22 日（日）10：00 ～ 15：00  
場 所 大阪市下水道科学館  
内 容 総合治水対策に関するワークショップ

##### 1. 3 啓発ポスターの掲示

場所：流域の各市役所、府関係事務所及び大阪府庁別館  
内容：水害への備え

#### 2. その他

###### (1) 寝屋川流域協議会XなどのSNSやメディア等を活用した事業PR

###### (2) 小学生向け総合治水対策動画の作成

## **事業推進**

### **1. 寝屋川流域水害対策計画の推進（総合治水部会）**

- (1) 国家要望活動の実施
  - ・国予算確保に向けた要望活動を実施（R5.9、R5.11）
- (2) 流域水害対策計画の変更に向けた検討

### **2. 寝屋川流域水環境改善計画の推進（水環境部会）**

- (1) 浮遊汚泥（スカム）の発生抑制に向けた取組の共有
- (2) 河道内のごみの削減
  - ・HPやSNSを活用した情報発信
  - ・キラっと！かどま2023市内統一清掃活動の開催（再掲）
- (3) 水辺空間の利活用の促進
  - ・HPや協議会イベント等での水辺空間マップの周知
  - ・おおさか健活マイレージ「アスマイル」を活用した水辺空間の利用促進

### **3. 生駒山系グリーンベルト整備事業の推進（グリーンベルト部会）**

- (1) 協働
  - ・生駒山系花屏風構想による植樹活動
- (2) 取組の共有
- (3) 流域治水推進に向けた他部会との連携検討

### **4. 大規模水害タイムラインの取組の推進（大規模水害タイムライン部会）**

- (1) 寝屋川流域大規模水害タイムラインの運用、ふりかえり、改善
  - ・情報伝達訓練の実施（5月）
  - ・梅雨前線及び台風第2号による大雨、台風第7号、8月の大雨の計3回タイムラインを運用（6～8月）
  - ・ふりかえりワーキングを開催し、課題や改善策について意見交換（3月）
  - ・タイムライン部会を開催し、タイムラインを令和6年度版に改定（3月）

## 令和 5 年度収支決算報告

## 1. 収入の部 (令和5年4月1日~令和6年3月31日)

単位：円

	当初予算	最終決算	備 考
負担金	1,034,000	830,846	内訳は下記のとおり
繰越金	622,527	622,527	
雑収入	9	9	利息
合 計	1,656,536	1,453,382	

## &lt;負担金内訳&gt;

## (1) 地方公共団体 負担金

大 阪 府	360,000
大 阪 市	160,000
守 口 市	24,000
枚 方 市	24,000
八 尾 市	24,000
寝 屋 川 市	24,000
大 東 市	24,000
門 真 市	24,000
藤 井 寺 市	24,000
東 大 阪 市	24,000
四 條 畷 市	24,000
柏 原 市	24,000
交 野 市	24,000

合 計	784,000
-----	---------

## (2) その他 負担金

(一財) 都市技術センター (施設見学会共催負担金) 46,846円

※当初予算は250,000円を見込んでいた。

## 2. 支出の部 (令和5年4月1日~令和6年3月31日)

単位：円

	当初予算	最終決算	備 考
事業費	1,130,000	735,443	広報啓発物品等
会議費	120,000	64,690	
事務費	100,000	76,395	
予備費	306,536	0	
合 計	1,656,536	876,528	

## 3. 差引残高

収入額	1,453,382 円
-----	-------------

支出額	876,528 円
-----	-----------

差引残高	576,854 円 (令和6年度に繰越)
------	----------------------

# 監 査 報 告 書

令和6年4月16日

寝屋川流域協議会  
会長 吉村 洋文 様

監事 枚方市長  
氏名 伏見 隆

寝屋川流域協議会規約第8条に基づき、令和5年度における監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったので報告します。

1. 実施日時 令和6年4月9日(火) 11時 ～ 12時

2. 実施場所 枚方市役所

3. 事務局 大阪府 都市整備部 河川室 河川整備課

#### 4. 監査結果

事 項	意 見	指 摘 事 項	備 考
事 業 等 の 実 施 状 況	事業計画に基づき、適正に実施されている。		
会 計 事 務 の 状 況	適正に執行されている。		
そ の 他			
総 括		適正・概ね適正・不適正	

## 令和 6 年度事業計画

寝屋川流域水害対策計画、寝屋川流域水環境改善計画及び生駒山系グリーンベルト整備事業、大規模な水害に備えて策定したタイムラインの運用・改善を推進するため、本協議会会員相互の連絡調整や関係機関等との協議を行うほか、以下に示す活動等を行うこととする。

### **広報活動**

#### 1. 広報活動の実施

##### 1. 1 広報イベントの実施

###### (1) 春の広報イベント（東大阪市民ふれあい祭り）

日 時 令和6年5月12日（日）10：00～16：00

場 所 松原南調節池（東大阪市 花園中央公園内）

###### (2) 冬の広報イベント

日 時 令和6年 冬ごろ

場 所 未定

###### (3) 水環境啓発イベント

日 時 令和6年 秋ごろ

場 所 未定

##### 1. 2 各種イベントにおけるブース出展の実施

出展イベント 未定（広報検討ワーキングで協議）

##### 1. 3 啓発ポスターの掲示

場所：流域の各市役所、府関係事務所及び大阪府庁別館

内容：水害への備え

#### 2. その他

(1) 寝屋川流域協議会XなどのSNSやメディア等を活用した事業PR

(2) 寝屋川流域協議会HPの充実

(3) 防災カードゲームの作成

### **事業推進＜主な取組み＞**

#### 1. 流域治水対策の推進（流域治水部会）

##### (1) 国家要望活動の実施

・国予算確保に向けた要望活動を実施（R6.8、R6.11）

##### (2) 流域水害対策計画の変更に向けた検討と素案作成

##### (3) 砂防・治山事業及び市民参加の森林保全活動の取組状況の共有

## 2. 寝屋川流域水環境改善計画の推進（水環境部会）

（1）浮遊汚泥（スカム）の発生抑制に向けた取組の共有

（2）河道内のごみの削減

- ・HPやSNS、啓発動画を活用したごみ対策の啓発
- ・水環境（河川ごみ）啓発イベントの実施（再掲）

（3）水辺空間の利活用の促進

- ・HPや協議会イベント等での水辺空間マップの周知
- ・アスマイル等の既存アプリを活用した水辺空間の利用促進
- ・水辺空間サインボードの設置

## 3. 大規模水害タイムラインの取組の推進（大規模水害タイムライン部会）

（1）寝屋川流域大規模水害タイムラインの運用、ふりかえり、改善

- ・出水期前に情報伝達訓練を実施
- ・令和6年度版「寝屋川流域大規模水害タイムライン」の運用
- ・運用後にふりかえりワーキングを実施し、課題抽出や改善策の検討を実施
- ・大規模水害タイムライン部会を開催し、タイムラインを改定

## 令和 6 年度 予 算

## 1. 収入の部（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

単位：円

	当 初 予 算	備 考
負 担 金	834,000	内訳は下記のとおり
繰 越 金	576,854	
雑 収 入	9	利息（見込）
合 計	1,410,863	

## &lt;負担金内訳&gt;

## (1) 地方公共団体 負担金

大 阪 府	360,000
大 阪 市	160,000
守 口 市	24,000
枚 方 市	24,000
八 尾 市	24,000
寝 屋 川 市	24,000
大 東 市	24,000
門 真 市	24,000
藤 井 寺 市	24,000
東 大 阪 市	24,000
四 條 畷 市	24,000
柏 原 市	24,000
交 野 市	24,000
合 計	784,000

## (2) その他 負担金（見込）

都市技術センター（施設見学会共催負担金） 50,000



2. 支出の部（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

単位：円

	当 初 予 算	内 訳
事 業 費	1,000,000	啓発イベント 600,000 講演者謝礼等 80,000 啓発グッズ作成 320,000
会 議 費	120,000	部会、協議会 会議費 120,000
事 務 費	100,000	要望関係 100,000
予 備 費	190,863	
合 計	1,410,863	

\*事業費の内訳は変更できるものとする。

\*予備費からその他経費への振替は承認なしで行うことができるものとする。

## 流域治水プロジェクトの更新

- ・寝屋川ブロックの流域治水プロジェクトについて、「流域治水管理図」の取組及び「流域治水の具体的な取組」の進捗を更新する。

○特定都市河川流域に指定している寝屋川流域では、河川管理者、下水道管理者や流域市等のあらゆる関係者が連携した総合治水対策として、河川改修、地下河川、下水道増補幹線、遊水地、流域調節池等の整備や流域貯留浸透事業等の流域対策を進めています。



### ●氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 河川改修、地下河川、下水道増補幹線、遊水地、流域調節池等【府】
- 河川改修、水門・鋼矢板護岸等の機能維持（長寿命化対策）【市】
- 流域下水道の雨水ポンプ場施設等の排水施設の整備【府・市】
- （流域下水道ポンプ場・水みらいセンターにおける雨水ポンプ増強、市町村における浸水対策事業）
- 道路拡幅事業などの他事業との連携や校庭貯留による流域対応の推進【市】
- ため池及び農業用施設等の治水活用【市・民間】
- 雨水浸透阻害行為に対する指導【府・市】
- 雨水貯留浸透施設の整備【民間】
- 砂防事業（堰堤等）、治山事業の実施【府】
- 整備基準を超える規模の降雨に対するポンプ運転調整【府・市】

### ●被害対象を減少させるための対策

- 土砂災害特別警戒区域内における既存住宅に対する補助制度
- 水害リスクの低い地域への居住誘導（立地適正化計画の策定等）等
- 貯留機能保全区域、浸水被害防止区域等の指定【府・市】
- ⇒流域水害対策計画の変更

### ●被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- 洪水浸水想定区域の指定拡大【府】
- 想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府・市】
- 基礎調査の実施と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定・公表【府】
- ホットラインの運用（洪水・土砂）【府・市】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（広域タイムライン）（洪水）【府・市・民間】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（市域タイムライン）（洪水・土砂）【市】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（コミュニティタイムライン）（洪水・土砂）【市】
- 水害危険性の周知促進【府・市】
- ICTを活用した洪水情報・土砂災害情報の提供【府・気象台】
- 隣接市における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等【府・市】
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施（洪水・土砂・内水・高潮）【府・市】
- 流域内の企業に対する業務継続計画（BCP）策定普及【府・市】
- 浸水被害軽減地区の指定【府・市】
- 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認【府・市】
- 市庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府・市】
- 市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）【市】
- 排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府・市】
- 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】
- 応急的な退避場所の確保【市】
- 水防団間での連携、協力に関する検討【府・市】

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等

- 水害ハザードマップの改良、周知、活用（洪水・土砂・内水）【府・市】
- 災害リスクの現地表示【府・市】
- 防災教育の推進【府・市】
- 共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市】
- 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進【府・市】
- 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）【府・市、水防事務組合】
- 水防訓練の充実【府・市】

『測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4Jhs 703』

# 淀川水系 寝屋川ブロック 流域治水管理図【ロードマップ】 (案)

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

- 寝屋川ブロックでは、流域水害対策計画に基づき、府・市が一体となった「流域治水」を推進する。
  - 【短期】 河川改修等の推進に加え、浸水想定区域等の指定を行う
  - 【中期】 河川改修、地下河川、下水道増補幹線、流域調節池および雨水貯留施設整備の推進。
  - 【中長期】 時間雨量50ミリ程度の降雨に対して浸水を防ぎ、かつ時間雨量65ミリに対して家屋床上浸水を発生させない対策を完了。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修、地下河川・下水道増補幹線の整備、遊水池・流域調節池の整備	大阪府		法善寺多目的遊水池(Aゾーン)の概成	
	河川改修、水門・鋼矢板護岸等の機能維持	大阪市			
	流域下水道の雨水ポンプ場施設等の排水施設の整備	大阪府・寝屋川市等			布施公園調節池、加納元町調節池の概成
	校庭貯留などの雨水貯留施設	流域市			
	ため池及び農業用施設等の治水活用	流域市・民間			
	雨水貯留浸透施設の整備	民間			
	砂防事業・治山事業の実施	大阪府			
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府・流域市			
	水害リスクの低い地域への居住誘導(立地適正化計画の策定等)	流域市		流域水害対策計画の変更(R8年度までに)	
	貯留機能保全区域、浸水被害防止区域等の指定(流域水害対策計画の変更)	大阪府・流域市			区域の指定(R9年度)
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・広域、市町村、地域タイムラインの策定・運用 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等	大阪府・流域市・民間・気象台		洪水浸水想定区域指定拡大完了(R6年度)	
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府・流域市	大阪市タイムラインの策定(R4)	雨水出水浸水想定区域図作成・公表(R7年度)	

※ 短期：5年、中期：10年、中長期：20～30年



# 淀川水系寝屋川ブロック 流域治水管理図【流域治水の具体的な取組】（案）

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

当面の治水目標に対応した河川の整備



約91%

※整備計画目標流量ベース

(令和5年度末時点)

農地・農業用施設の活用



3市

(令和5年度末時点)

流出抑制対策の実施



流域対応量400万<sup>m</sup>に対する進捗率

約35.2%

(令和5年度末時点)

山地の保水機能向上および土砂流木災害対策



治山対策 4箇所  
土石流対策 8施設

(令和5年度実施)

立地適正化計画における防災指針の作成



6市

(令和5年度末時点)

避難のためのハザード情報の整備



洪水浸水想定区域 全27河川

雨水出水浸水想定区域 0団体

(令和5年度末時点)

高齢者等避難の実効性の確保



避難確保計画  
洪水 8648施設  
土砂 197施設  
高潮 3699施設

避難訓練 760施設  
※洪水・土砂・高潮の重複を含む

(令和5年9月末時点)

## 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

ため池の治水活用（恩智惣池）

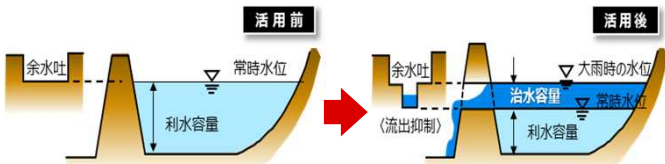


改良前



余水吐を切り欠く  
(■500×500)

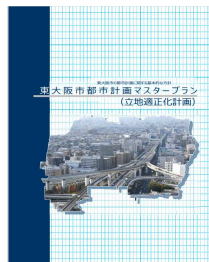
平成30年7月豪雨時に、恩智惣池下流部の大西川から溢水し、周辺の道路冠水が発生したことを受け、寝屋川流域総合治水対策の一環として、恩智惣池の治水活用の検討を行った。水利組合協力のもと、余水吐きに50cm四方の切り欠きを設け、常時水位を低下させることで2,100<sup>m</sup>の貯留効果を発揮し、下流部の被害軽減に寄与している。



## 被害対象を減少させるための対策

枚方市・門真市・八尾市・大東市・守口市・東大阪市において、立地適正化計画(防災指針)策定

東大阪市では、令和5年3月に立地適正化計画(平成31年3月に策定)を都市計画マスタープランに組み入れ、まちづくりの方向性の整合を図るとともに、市域全域を対象とした防災指針を策定し、自然災害に対するまちづくりの方向性を示している。



東大阪市都市計画マスタープラン(立地適正化計画)



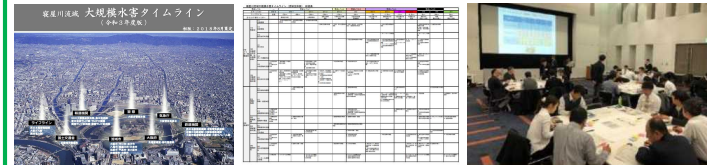
守口市立地適正化計画

守口市では、平成29年3月に立地適正化計画を策定し、平成30年3月に改定。令和6年3月には、計画策定から5年が経過するとともに、都市再生特別措置法の改正により、居住の安全確保などの防災減災対策の取組を推進するための「防災指針」の作成が位置付けられたことを踏まえ、本計画の改定を行った。

## 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

寝屋川流域大規模水害タイムラインの取組

寝屋川流域では、大阪府や流域市に加え、大阪管区気象台、警察、報道機関、鉄道、ライフライン事業者などの関係者とともに「寝屋川流域大規模水害タイムライン」を策定、運用しており、情報伝達訓練やタイムラインのふりかえりを実施している。



寝屋川流域大規模水害タイムライン

ふりかえりWG

コミュニティタイムライン作成の取組 (R5年度)

令和5年度は、枚方市、交野市、大東市、柏原市にてコミュニティタイムラインが完成。各地域が自発的に災害から身を守る取組を実現させる。



## 監事の選出

寝屋川流域協議会規約第8条第3項及び第4項に基づき、新監事を選出する。

### 1. 新監事 柏原市長とする。

※参 考

- ・ 協議会規約 第8条第3項  
「協議会の会計を監査するため、協議会に監事を置く。」
- ・ 協議会規約 第8条第4項  
「監事は1名とし、委員が互選する。」
- ・ 柏原市→大阪市→藤井寺市→東大阪市→寝屋川市→八尾市→大東市→守口市→門真市→交野市→四條畷市→枚方市の順に持ち回りで実施する。

年 度	監 事
昭和63年度 ～平成4年度	寝屋川市長
平成5年度	東大阪市長
平成6年度	寝屋川市長
平成7年度	八尾市長
平成8年度	大東市長
平成9年度	守口市長
平成10年度	門真市長
平成11年度	交野市長
平成12年度	四條畷市長
平成13年度	枚方市長
平成14年度	柏原市長
平成15年度	大阪市建設局長
平成16年度	東大阪市長
平成17年度	寝屋川市長
平成18年度	八尾市長
平成19年度	大東市長
平成20年度	守口市長
平成21年度	門真市長
平成22年度	交野市長
平成23年度	四條畷市長
平成24年度	枚方市長
平成25年度	柏原市長
平成26年度	大阪市建設局長
平成27年度	東大阪市長
平成28年度	寝屋川市長
平成29年度	八尾市長
平成30年度	大東市長
令和元年度	守口市長
令和2年度	門真市長
令和3年度	交野市長
令和4年度	四條畷市長
令和5年度	枚方市長
令和6年度	柏原市長